

教えて！土手内さん

2026年 7月号

～路線価とは～

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの基準となる価額のことで、年に1回税務署により定められています。

ちなみに、この路線価は接する土地に対して一律に適用されるため、形が複雑、奥行が長い等、その土地固有の事情は反映されておりません（そのような土地固有の事情は別途考慮して評価します）。

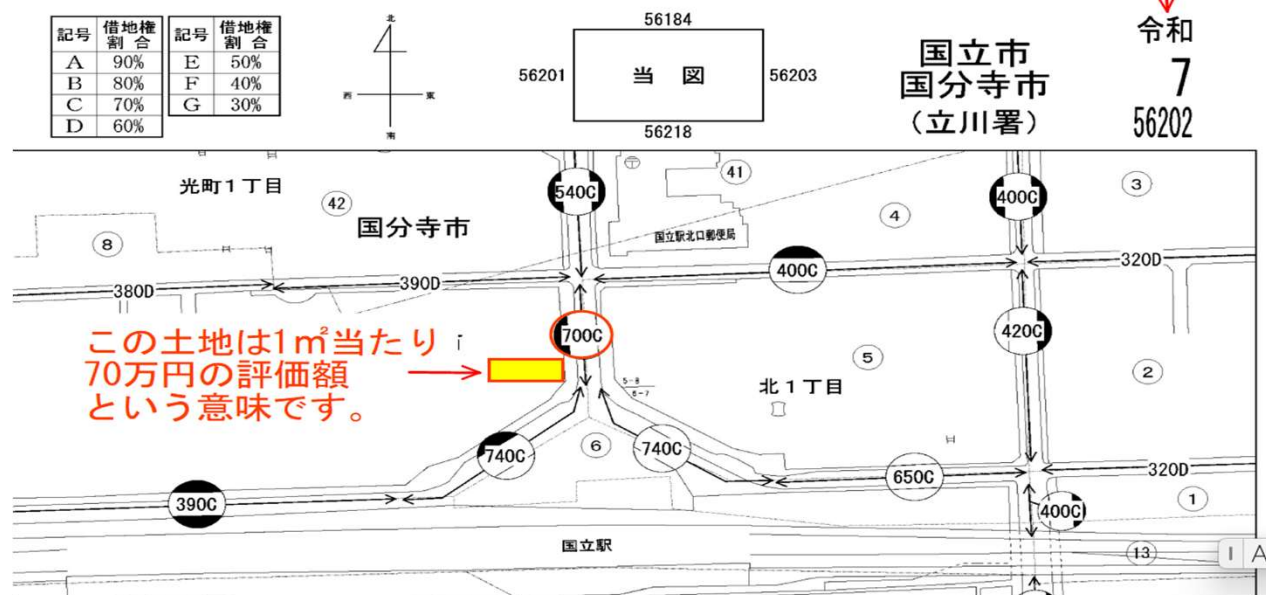
～路線価は何に使うのか？～

路線価は相続税、贈与税等の申告で土地や借地権等を評価する際に使用します。
土地は原則、「時価」によって評価すると定められています。

土地といっても、面積や形状、周辺環境、利便性等様々でひとつとして同じ土地がありません。
時価というのは抽象的な表現で、人によって金額が異なってしまう恐れがあります。

そこで、税務署が1㎡あたりの基準となる価額（路線価）を定めることにより、納税者が評価を簡便的・画一的に行えるようになっていきます。（下図は国立駅周辺の路線価図です。）

令和7年で使用する路線価です。



令和8年分の路線価は7月1日に公表予定です。

路線価は国税庁のHPで確認することができます。

<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

税理士法人
土手内総合事務所